



わたしが次の世代に伝えたいかまくら
「夏の朝」

撮影者：岡田 省三

5月臨時会・6月定例会開催

新役員決定—議員提案による条例制定議案を可決

6月定例会の動き

- 18名の議員が一般質問を行う……2面
- 決議1件を可決……3面
- 議決した議案……3面

5月臨時会の動き

- 5月臨時会を開催……4面
- 新役員決まる……4面

**9月定例会は9月7日(水)
に開催予定です**

請願・陳情の提出について

請願・陳情は、皆さんの意見や要望を市議会を通して行政に反映させる制度です。

請願・陳情には、定まった様式がありますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

また、提出はいつでもできますが、各定例会の受付期限までに提出されたものは、その定例会で審査をし、期限を過ぎて提出されたものは、原則として次回定例会での審査となります。

9月定例会の受付期限：9月6日(火)

6月定例会の主な議案の議決結果

議案	議決結果	会派名							
		民主	共産	ネット	同志	公明	改革	自民	無所属
任期付職員の採用等に関する条例の制定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○
市民のくらしをまもる条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○
平成17年度一般会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○
住民基本台帳の閲覧等の制限に関する条例の制定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○

○賛成 ●反対

《市議会議員改選後、新たに会派が結成されました。各会派の所属議員は次のとおりです》

民主（民主党鎌倉市議会議員団）：○岡田和則、助川邦男、中村聡一郎、渡邊 隆、久坂くにえ
山田直人、早稻田夕季

共産（日本共産党鎌倉市議会議員団）：○吉岡和江、赤松正博、小田嶋敏浩、高野洋一

ネット（神奈川ネットワーク運動・鎌倉）：○森川千鶴、三輪裕美子、石川寿美、萩原栄枝

同志（鎌倉同志会）：○白倉重治、伊東正博、野村修平、前川綾子

公明（公明党鎌倉市議会議員団）：○大石和久、藤田紀子、納所輝次

改革（改革鎌倉）：○松尾 崇、原 桂

自民（自由民主党鎌倉市議会議員団）：○本田達也、高橋浩司

無所属：千 一、松中健治

（○印は代表者）

【会派とは】議会内で基本的に同じ政策（市政に対する考え方、意見など）を持つ議員の集団をいいます。本市議会では、代表質問を行ったり議会運営委員会の委員となる、いわゆる議会運営上の交渉会派は所属議員2人以上としています。

5月臨時議会開催 新役員決定

任期満了に伴う市議会議員選挙が四月二十四日に行われ、二十八名の新たな議員が決まりました。
市議会は五月十九日、議員改選後の初議会となる臨時議会を開きました。臨時議会では議長、副議長、議長選挙が行われたほか、各常任委員会、議会運営委員会などの委員構成が決まりました。
また、市長から提出された鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定など専決処分二件を承認し、議会選出監査委員の選任に同意しました。

【議長選挙の結果】
助川邦男議員 十九票
赤松正博議員 四票
無効票 五票

【副議長選挙の結果】
藤田紀子議員 二十二票
吉岡和江議員 四票
無効票 二票

【議長、副議長選挙の経過】
五月十九日に本議会を開会した後、いったん休憩し、各派代表者協議会を開きました。そこで役員選出方法について協議を行い、各会派から選出された役員選挙委員会を設置しました。

【議長選挙の結果】
助川邦男議員 十九票
赤松正博議員 四票
無効票 五票

【副議長選挙の結果】
藤田紀子議員 二十二票
吉岡和江議員 四票
無効票 二票

【議長、副議長選挙の経過】
五月十九日に本議会を開会した後、いったん休憩し、各派代表者協議会を開きました。そこで役員選出方法について協議を行い、各会派から選出された役員選挙委員会を設置しました。

助川邦男議長

市議会議員当選八回
議長、副議長、監査委員
文教常任委員長、建設常任委員
長などを歴任
(民主党鎌倉市議会議員団)
鎌倉市 六十二歳

藤田紀子副議長

市議会議員当選四回
監査委員、議会運営委員長
総務常任副委員長、文教常任副委員長などを歴任
(公明党鎌倉市議会議員団)
由比方浜 五十九歳

野村修平委員

市議会議員当選三回
議会運営委員長、文教常任委員、長などを歴任
(鎌倉同志会)
腰越 六十二歳

委員会名	委員(◎委員長 ○副委員長)	委員会名	委員(◎委員長 ○副委員長)
総務常任委員会	◎小嶋敏浩 千一 山田直人	建設常任委員会	◎伊東正博 助川邦男 松尾崇 ○大石和久 萩原栄枝 赤松
文教常任委員会	◎高橋浩司 納所輝次 中村聡一郎	議会運営委員会	◎中村聡一郎 早稲田夕季 松尾崇 伊東正博 ○大石和久 本田達也 三輪裕美子 吉岡和江
観光厚生常任委員会	◎吉岡和江 久坂くにえ 藤田紀子	議会広報委員会	◎萩原栄枝 久坂くにえ 高野洋一 ○納所輝次 原桂 前川綾子

常任委員会等の新たな委員構成

委員会名	委員(◎委員長 ○副委員長)	委員会名	委員(◎委員長 ○副委員長)
総務常任委員会	◎小嶋敏浩 千一 山田直人	建設常任委員会	◎伊東正博 助川邦男 松尾崇 ○大石和久 萩原栄枝 赤松
文教常任委員会	◎高橋浩司 納所輝次 中村聡一郎	議会運営委員会	◎中村聡一郎 早稲田夕季 松尾崇 伊東正博 ○大石和久 本田達也 三輪裕美子 吉岡和江
観光厚生常任委員会	◎吉岡和江 久坂くにえ 藤田紀子	議会広報委員会	◎萩原栄枝 久坂くにえ 高野洋一 ○納所輝次 原桂 前川綾子



第17期 市議会議員と市三役
(平成17年5月15日～21年5月14日)

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関する事件について、意見書を提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として内閣総理大臣及び関係省庁などに送付しました。

地方分権改革の早期実現に関する意見書

地方六団体は、基本方針2004に基づく政府からの要請により、昨年8月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。しかしながら、昨年11月の三位一体の改革についての政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を16年度分に含め、おおむね3兆円とし、その8割を明示したものの、残りの2割については、平成17年度中に検討を行い結論を得るとし、多くの課題が先送りされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。よって、政府においては、平成5年の衆参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議を初め、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の三位一体の改革の実現を図るため、残された課題について、地方六団体及び関係団体の意向を十分踏まえ、改革の実現を強く求めるものである。

記

- 1 おおむね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
- 2 生活保護費負担金の最終的な取り扱いは、国と地方の協議の場において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対に認められないこと。
- 3 地方交付税制度については、基本方針2004及び政府・与党合意に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、税源保障機能、財政調整機能を充実強化すること。

地方議会制度の充実強化に関する意見書

平成5年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治に係る地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきている。また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が確保され、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、みずから住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制のもとでの地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能のさらなる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、みずからの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべきさまざまな制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年経過し、議会と首長との関係等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会に係る制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しを急務である。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である議会が自主性・自律性を発揮して初めて地方自治の本旨は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって国におかれは、現在、第28次地方制度調査会において、議会のあり方を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、①議長に議会召集権を付与すること、②委員会にも議案提出権を認めること、③議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く要望する。

住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書

現在、個人情報保護に関する法整備の進展とともに、行政機関のみならず民間事業者においても、より適切な個人情報の保護を図ることが喫緊の課題となっている。しかしながら、本年4月から個人情報保護法が全面施行された中において、市町村の窓口において、住民基本台帳法第11条により氏名、住所、生年月日、性別の4情報が、原則として誰でも大量に閲覧できる状況にあり、この点は早急に検討・是正すべき課題である。

住民基本台帳制度は、昭和42年制定以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化を目的とし、居住関係を公証する唯一の公簿として、広く活用されてきたところである。しかし一方、高度情報化社会の急速な進展により、住民のプライバシーに対する関心が高まるにつれて、住民基本台帳の閲覧制度に対する住民の不満や不安が高まっているのも事実である。

さらに、最近では閲覧制度を悪用した悪徳商法や不幸な犯罪事件が発生しており、住民基本台帳法第11条による閲覧制度が現実として住民の権利を著しく侵害しつつあり、自治体独自の取り組みでは補いきれない課題を生じさせている。住民の生命と財産を保護すべき自治体としては、現行の閲覧制度のもとでは、こうした事態への対応は極めて困難である。

よって、国・政府に対し、住民基本台帳法に「何人でも閲覧を請求することができる」と規定されている閲覧制度を、原則として行政機関などの職務上の請求や世論調査など公益に資する目的に限定するなど、抜本的な改革を早急に講じるよう強く要望する。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法第26条及び教育基本法に基づき、教育の機会均等と教育水準の維持向上を目的として制定され、日本の次代を担う主権者を育成するという国の責任を果たす立場でつくられた制度である。

現在、政府は、三位一体改革の一環として、義務教育費国庫負担制度を見直す立場で検討を行っている。もとより義務教育の水準は、自治体の財政力の格差によって左右されるべきではない。しかし、自治体の財政力に大きな格差がある現状においては、国庫負担制度の廃止・削減によって、自治体間に教育水準の格差が生じることは必至である。特に、過疎地域など財政力が著しく乏しい自治体に住む子どもたちが、十分な教育を受ける機会を奪われることにならないか強く危惧される。また、学校教育は、教員だけでなく、事務職員や栄養職員の協力によって成り立つものであり、学校事務職員・栄養職員の人員費を国庫負担制度から除外することは許されない。

教育は、子供たちの健全な成長と日本の将来を切り開く崇高な使命を持っている。国は、教育の目的を実現するために必要な諸条件を整備する責任を負っており、この点からも、義務教育費国庫負担制度の廃止に強く反対するものである。まして、子供をめぐって深刻な問題が顕在化し、教育の危機とまで言われている現状において、教育のための最良の条件を整備していく努力が一層強く求められているのである。よって政府におかれは、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、最良の教育条件整備に向けて一層努力されるよう強く要望する。

BSE(牛海綿状脳症)対策の一層の充実と食の安全確保に関する意見書

2001年に日本でBSE(牛海綿状脳症)が発見され、食の安全が脅かされる深刻な事態となった。その際、政府は屠畜されるすべての牛の検査及び特定危険部位の除去、飼料規制の徹底などを行い、牛肉に対する信頼回復に努め、また、2003年にBSEが発見された米国に対しては一切の牛肉及び牛肉加工製品の輸入禁止を貫いたことにより、国民は牛肉の安全に対する信頼を取り戻しつつあった。

ところが現在、内閣府の食品安全委員会が20カ月齢以下の牛は全頭検査の対象から除外し、また米国からの輸入再開に向け法律改正などの検討が諮問されている。

しかし、現在米国では屠畜される牛でBSE検査を行っているのは全体の1%にしかすぎず、また多頭飼育が一般的であるため、月齢を把握することは難しく、検討されている目視による月齢判定では誤差を生じさせる可能性が高い。また特定危険部位の除去は30カ月齢以上の牛に限られている。

かかる状況の中で厚生労働省は、国産牛の全頭検査の見直しについて国民から意見を募集したが、寄せられた意見のうち9割は反対意見であり、国民の不信・不安感、また理解も得られていないことを映し出す結果となった。このような対応は再び消費者の牛肉離れを起すなど、畜産農家にも深刻な影響をもたらすことも十分予想される。

よって国民に対する食の安全性を確保するため、引き続き、以下の項目で国民の信頼確保を前提とした措置を要望する。

鎌倉市山ノ内1100番地ほか9筆の国有地の保全を求めることに関する意見書

鎌倉市は、緑豊かな都市環境の形成と市民の安全・快適な生活の確保を目的に、緑の基本計画を策定し、土地所有者の理解と協力のもとで緑地保全契約の締結や保全行為に助成するなど、計画に盛り込まれた緑の保全・整備・創造・啓発に係る施策の積極的な推進に努めてきたところである。

現在、鎌倉市山ノ内1100番地ほか9筆の土地は、鎌倉市緑の基本計画において市民緑地と位置づけられているが、相続税納付のために物納され国有地となっている。

今後、この国有地が、競争入札対象物件として競売にかけられることが予想されるが、もしそうなれば当然に開発などにより緑豊かな自然環境と周辺の住環境が悪化することは明らかである。

一方、鎌倉市教育委員会はこの国有地域内に存在するやぐら群の全体像を把握する目的での詳細調査のための土地立ち入り許可を関東財務局に申し入れているとのことである。

政府におかれは、この緑地が古都保存法による区域に隣接し、鎌倉市の都市環境と市民の安全・快適な生活の確保に資する重要な緑地であり、また、地域住民から「やぐらの森」として愛され続けてきた山林であることから、調査結果を踏まえ、鎌倉市緑の基本計画に基づき、保全されるよう求めるものである。

原子力空母母港化反対等に関する意見書

私たち市民は、日々暮らして平和と安全を心から願っている。

平和・人権・民主主義と安全が保障される社会は、世界各国市民の願いであることは論を待たない。平和と基本的人権の尊重を掲げる日本国憲法を大切にしている三浦半島に住む市民として、私たちはいかなる戦争やテロ行為、そして武力行使にも参加・協力しないという姿勢を堅持することが最も大切であると考えている。

米国は、横須賀港を米海軍の基地とし、これまでも原子力潜水艦を入港させてきた。もし、万が一放射能事故が起これば首都圏全域にはかり知れない被害をもたらすと言われ、私たちは、その危険性についても感じさせられている。

特に、クラーク米海軍作戦部長が2月10日に横須賀を母港としている空母キティホークの後継として2008年に原子力空母配備を表明し、原子力空母横須賀配備計画が表面化してきていることは看過できない。

原子力艦母港化による放射能事故は、人体ばかりでなく生物すべての死をもたらす、市民の不安は大きいものがある。

よって、非核三原則の原則に立ち返り、原子力空母等の母港化に反対し、横須賀米軍基地を市民に返還させるよう、内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、衆議院議長、参議院議長が努力するよう強く要望する。

編集後記

子どもたちにとっても楽しみな夏休みとなりました。勉強やスポーツに、充実した毎日を過ごしていることと思います。しかしこの時期は事故やけがも多く、一層の注意が必要です。私たち大人が、子どもたちの安全を見守っていく責任があります。

さて、四月の選挙が終わり、新人・女性議員が増えた。霧開気で議会が始まりました。新人がほとんどを占める議会広報委員会ですが、市民の皆様のご意見を取り入れながら、見やすく分かりやすい紙面作りをしていくと同時に、インターネットなどを利用して議会がより身近になるよう努力して参ります。皆様のご意見、ご要望をお寄せください。

(S・H)

議会広報委員会
委員長 萩原 栄枝
副委員長 納所 輝次
委員 久坂 くにえ
委員 高野 洋一
委員 前川 綾子
委員 高橋 浩司